

令和 8 年度「E S Gリース促進事業」 補助金制度の取扱開始

ごうぎんリースは今年度も「E S Gリース促進事業」を利用可能な指定リース事業者に採択されました。

1. E S Gリース促進事業について

○「E S Gリース促進事業」とは、脱炭素機器のリース料低減を通じて、E S G要素を考慮した取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化をサポートする環境省の補助事業です。

○ごうぎんリースでは、本事業を通じて、地域におけるカーボンニュートラルやお客様の脱炭素経営を支援します。

2. 事業の概要

- ① E S Gリース促進事業は、環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した場合に、**リース料総額の1%～4%を補助金として受けられる**制度です。
- ② また、**ごうぎんリース**はE S Gに関する先進的な取組が評価され、基準補助率（1%～4%）に加え、**0.5%の補助率上乗せが適用**されます。
- ③ お客様がE S Gに関する先進的な取組を行っている場合、上記①と②の補助率に加えて、さらに1%の上乗せが適用されます。

※詳細は「一般社団法人 環境金融支援機構」のホームページをご覧ください。
(<https://esg-lease.or.jp/>)